

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 2 月 25 日（火）第 83 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
- 公 告
- 山川地区特定漁港漁場整備事業計画の公表 (漁港漁場課取扱い) 2
- 選 挙 管 理 委 員 会 規 則
- 政治資金規正法による収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程の一部を改正する規則 (※) (選挙管理委員会取扱い) 2
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第155号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

令和 2 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今給黎総合病院	鹿児島市下竜尾町4番16号
鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7番1号
公益社団法人鹿児島共済会南風病院	鹿児島市長田町14番3号
社会福祉法人恩賜財団済生会鹿児島病院	鹿児島市南林寺町1番11号
総合病院鹿児島生協病院	鹿児島市谷山中央五丁目20番10号
植村病院	鹿児島市伊敷二丁目1番2号
医療法人康成会植村病院	鹿児島市草牟田一丁目4番7号
日高病院	鹿児島市西千石町8番13号
厚地脳神経外科病院	鹿児島市東千石町4番13号
桜島病院	鹿児島市野尻町59番地
中央病院	鹿児島市泉町6番7号
三愛病院	鹿児島市郡元三丁目14番7号
小田代病院	鹿児島市荒田一丁目25番6号
増田整形外科病院	鹿児島市郡元一丁目1番1号
共立病院	鹿児島市南郡元町11番11号
豊島病院	鹿児島市下荒田三丁目27番1号
医療法人徳洲会鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田三丁目8番1号

- 2 認定の有効期限
令和 5 年 1 月 31 日

鹿児島県告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社ユニティ	霧島市国分中央四丁目12番22号	ステップハート訪問看護ステーション	霧島市国分中央四丁目12番22号	令和 2 年 2 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第157号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備（一般型）（農業用排水施設整備及び農道整備）大圃地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 2 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 2 年 2 月 26 日から同年 3 月 25 日まで
- 縦覧場所
大和村役場産業振興課

公 告

山川地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により，山川地区特定漁港漁場整備事業計画（平成28年 6 月 10 日鹿児島県公報第3219号をもって公表）を別冊のとおり変更した。

令和 2 年 2 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

（「別冊」は，省略し，鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会規則

政治資金規正法による収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 25 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会規則第 1 号

政治資金規正法による収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程の一部を改

正する規則

政治資金規正法による収支報告書等の閲覧及び写しの交付請求に関する規程（昭和23年鹿児島県選挙管理委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「30日」を「15日」に改め、同条第4項中「30日」を「45日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年2月25日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAヤッターマンVVV-YBB	株式会社サンスリー	9P1852
ぱちんこ遊技機	P大工の源さん超韋駄天YTA	株式会社三洋物産	9P1784
ぱちんこ遊技機	P Gunslinger Stratos THE ANIMATION A02	株式会社大都技研	9P0814
回胴式遊技機	S 押忍！サラリーマン番長2A2	株式会社大都技研	9S1687
回胴式遊技機	S パチスロ 真北斗無双 ZN	サミー株式会社	9S1778
回胴式遊技機	S カイジ沼 KR	株式会社銀座	9S1396